

水道・下水道の使用に関する 各種手続について

こんな時は必ず 役場に届け出てください

水道（以下、下水道も含む）の使用を開始（再開含む）する、中止（一時中止含む）する、または使用者が変わる場合など、役場への届出が必ずです。届出が無い場合は、後にトラブルの原因になる場合があるのでご注意ください。
※届出の受付時間は、平日（土日祝祭日および年末年始を除く）の午前8時30分～午後5時15分まで。

水道の使用を開始する時

水道の使用を開始する場合には、「使用開始届」の提出が必要です。なお、郵送またはFAXでの届出は受け付けますが、電話やインターネットでの受付は行っていません。

【注意事項】

・使用開始当日に届出がなかった場合、早急に対応できない場合がありますので、使用開始予定日の前日までに届出を済ませることをお

勧めします。

・止水栓の開栓（水道の元栓を開けること）は、こちらから職員がお伺いして作業を行います。その際には、建物内の蛇口が全て締まっているかどうか事前に確認願います。蛇口が開いていたり、漏水の可能性がある場合には開栓できません。なお、開栓作業は平日（土日祝祭日及び年末年始を除く）の午前9時～午後5時までの対応となっております。
・「使用開始届」の提出がないまま水道の使用を開始した場合は、町長が認定する水道料金を納めていただくこととなります。また、場合によっては罰則を科されることもありますので、必ず届出を行うようにしてください。

水道の使用を中止する時

水道の使用を中止する場合には、「使用中止届」の提出が必要です。なお、郵送またはFAX、電話での届出は受け

付けますが、インターネットでの受付は行っていません。

【注意事項】

・使用中止の場合、すぐに使用再開される場合（概ね一週間程度）を除き、止水栓を閉栓（水道の元栓を閉めること）します。また、止水栓の閉栓は、平日（土日祝祭日および年末年始を除く）の午前9時～午後5時までの対応となっております。
・水道の使用をやめても、中止の届出がない場合は、いつまでも基本料金がかかります。届けますので、必ず届出を行うようにしてください。
・使用中止の場合、料金の清算方法（現金払、口座振替など）についてお知らせください。

水道の使用者が変わる時

水道の使用者が変わる場合には、「使用者変更届」の提出が必要となります。また、支払方法や料金請求書の送付先に変更がある場合についても同様に届け出てください。なお、郵送またはFAX、電話での届出は受け付けますが、インターネットでの受付は行っていません。

料金の口座振替手続書 について

料金の口座振替手続書については、町内の各金融機関（ひやま漁協を除く）もしくは役場環境水道課、熊石総合支所地域振興課、落部支所において行うことができます（ゆうちょ銀行については、口座振替申込書記載後ご本人が郵便局窓口へ提出しなければ

ばなりません）。

以上のように、水道の使用等に関しては必要な届出がいろいろありますので、該当する場合には必ず届けてください。

【問い合わせ先】

・環境水道課業務係
☎0137-63-2020
・熊石総合支所地域振興課
上下水道係
☎01398-2-3111

合併処理浄化槽設置補助の募集について

町では、生活排水による河川・水路などの公共水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、下水道整備区域以外の方（下水道整備区域内にあっては当分の間整備が見込まれない場合）がトイレの汚水だけでなく、台所やお風呂などの雑排水も処理できる合併処理浄化槽を設置する場合に、予算の範囲内で補助金を交付しますので、次により補助金交付希望者を募集します。

【募集予定数】 15基

【募集期間】

○第1期：4月11日(月)～4月28日(木)
※第1期で予定数を上回った場合には、新築住宅を優先し、改築については抽選により決定します。
○第2期：第1期で予定数に達しない場合、5月2日(月)以降に随時受付します。※予定数に達した時点で受付は終了します。

【補助金額】 ・5人槽：70万円まで ・7人槽：90万円まで
・10人槽以上：130万円まで

【問い合わせ先】 環境水道課下水道係 ☎0137-63-2020